

保護者援助ガイドラインおよび家庭復帰適否判断のための チェックリストの有用性に関する実証的研究 (2)

子ども家庭福祉研究部 才村純・山本恒雄・庄司順一・有村大士
研修員 新納拓爾 (神奈川県保健福祉部)
嘱託研究員 板倉孝枝 (京都府立大学大学院)
伊藤嘉余子 (埼玉大学)
根本 顕 (神奈川県相模原児童相談所)
安部計彦 (西南学院大学)
永野 咲 (東洋大学大学院)
十文字学園女子大学 栗原直樹
関西学院大学 前橋信和
厚生労働省虐待防止対策室 太田和男

要 約

2008年度に厚生労働省は都道府県・児童相談所設置市に対して、「家庭復帰の適否判断のためのチェックリスト」を含む『虐待をする保護者を援助するためのガイドライン』を示した。本研究班では、平成20年度に全国の児童相談所に対して質問紙調査を行い、ガイドラインの活用状況等や内容についての意見を収集した。本年度は援助の段階に沿って各自治体の実践ツール(アセスメントシートやチェックリスト等)の開発・使用状況について把握した。その結果、独自のチェックリスト等を仕様している自治体は少なくないが、判断基準等の設定のためのデータの蓄積や基準等を評価するための調査研究等は殆ど実施されておらず、エビデンスに基づく実践という点において重要な課題を有していることが明らかになった。

キーワード：児童相談所 虐待する保護者への援助 家族再統合 家庭復帰

A Positive Study on the Suitability of the Judgment over the Guideline for Supporting Abusive Parents and the Checklist for Ascertaining the Assessment for Home Returning Cases (II)

Jun Saimura, Taishi Arimura, Tsuneo Yamamoto, Junichi Shoji, Takae Itakura, Takumi Niiro, Kayoko Ito, Akira Nemoto, Kazuhiko Abe, Saki Nagano, Naoki Kurihara, Maebashi Nobukazu, Kazuo Ota

Abstract: This study implemented questionnaire to the Child Guidance Centers nationwide and gathered the individual checklists actually used for home-returning cases, and their contents. As a result, it was ascertained that many of the Child Guidance Centers had their own checklists, although they were hardly ever accumulated the data or studied to improve the standards to cope with the cases. The study found the problem regarding on evidence-based practice as a significant perspective.

Keywords : Child Guidance Center, Supporting the Abusive Parents, Family Reunification, Home-Returning Cases

I 研究目的

本研究の主任研究者は平成19年度、こども未来財団の委託研究である「児童関連サービス調査研究等事業」において、「保護者援助のためのガイドライン及び家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を作成した（注1）。これらの研究成果は、厚生労働省の通知に集約され普及が図られたところである（注2）。本研究では、保護者援助のためのガイドライン及び家庭復帰の適否判断のためのチェックリストについて、フォローアップとしての運用実態の把握を行い、その妥当性と信頼性について検証を行うこととした。このことにより、より精度の高いガイドライン及びチェックリストを作成することができ、これは効果的な保護者援助及び的確な家庭復帰の適否判断に資すると考えられる。

昨年度は全国の児童相談所を対象に質問紙調査を行い、ガイドラインの活用状況や内容等に関する意見を把握した（注3）。さらに、措置解除の可否について判断が分れると考えられる模擬事例2例について、チェックリストを活用してもらい、その信頼性・妥当性等について統計的な検証を行った。その結果、ガイドラインやチェックリストについては概ね高い評価を得ているが、改善すべき点も浮上した。また、各自治体で開発した独自のフォーマットを作成している自治体が少なくないことも判明した。

本年度は各自治体における独自のチェックリスト等の作成・使用・評価の現状を分析することにより、より有用なガイドラインやチェックリストの作成に資することとした。

（才村純）

II 研究方法

1 調査方法

調査対象は全国の中央児童相談所とし、各自治体の状況を把握するための質問紙調査を行った。回答にあたり、独自のガイドラインや研究を実施している自治体については、当該ガイドラインや研究に関する概要等の資料の提供を求めた。

2 調査票の構造

調査票は6つの質問で構成した。すなわち、①家庭復帰の判断の際の独自のチェックシート、アセスメントシートの使用状況等、②虐待対応を判断するための独自のチェックシートの使用状況等、③事例受理の際における対応機関（児童相談所か市町村か）を判断するための独自のチェックシートの使用状況等、④対応の優先順位や48時間対応の判断を行うための独自のチェックシートの使用状況等、⑤事例が終了した後の経過を把握・評価

するための仕組みの有無と予後評価のためのデータ等の蓄積状況、⑥その他である。

（有村大士）

III 調査の結果

全国66か所の中央児童相談所に調査票を発送した。43か所（65.2%）から回答を得た。

1 施設入所児童の家庭復帰判断

施設入所児の家庭復帰を判断するためのチェックシートについて、独自のチェックシートを使用している自治体が12カ所（27.9%）、国ガイドラインを使用している自治体が20カ所（46.5%）であった。また、使用していないとの回答が11カ所（25.6%）あった。依然として約4分の1の自治体が家庭復帰の際にチェックリストを使用していないことが明らかとなった（表1）。

次に、アセスメントシートの使用の有無について尋ねたところ、使用している自治体が15カ所（37.5%）、使用していない自治体が25カ所（62.5%）であった。6割を超える自治体ではアセスメントシートを利用していないことが分かった（表2）。

加えて、基準作成の根拠について、データを集積、もしくは集積し分析している自治体は、両者で6カ所（15.8%）に留まった。8割を超える自治体では、基準作成における科学的な根拠に基づいていないことが明らかとなった（表3）。

2 虐待対応の判断

虐待対応が必要かどうかの判断については、チェックシートを「育成相談など虐待対応以外を行う部署も含め、所全体で使用」している自治体が13カ所（30.2%）、「虐待の対応を行う部署で使用」している自治体が22カ所（51.2%）であった。8割超の自治体では、虐待対応に関するチェックシートが使用されていた（表4）。

一方で、このチェックシートの作成に際してデータ蓄積や分析を行っている自治体は6カ所（16.2%）に留まった（表5）。

3 対応機関の判断

自治体において、事例を受理した後、以降の主担当を児童相談所とするのか市町村とするのかの判断について、基準やチェックシートの有無を尋ねた。

この結果、33カ所（76.7%）で「なし」との回答を得た。また使用している10カ所のうち、基準作成のためにデータ蓄積や分析を行ったのは2カ所（5.7%）に留まった（表6）。

チェックシートの作成に際してデータ蓄積や分析を行っている自治体は2カ所（5.7%）に留まった（表7）。

4 虐待対応の優先順位等の判断

虐待対応の優先順位や 48 時間対応が必要な事例を判断するためのチェックリストについては、「基準あり（チェックシート等なし）」4 カ所（9.3%）、「チェックシート等あり（基準はなし）」6 カ所（14%）、「基準があり、それを反映したチェックシート等あり」7 カ所（16.3%）であった。一方、「なし」が 26 カ所（60.5%）であり、6 割超の自治体で緊急度判断の基準やチェックリストがないことが明らかとなった（表 8）。加えて、基準作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究を行っている自治体は 3 カ所に留まった（表 9）。

5 予後評価、分析の仕組み

事例が終結した後の経過の把握あるいは評価するための仕組み及び予後評価の仕組みの有無について、「ある」は 1 カ所（2.3%）のみで、その他 42 カ所（91.7%）は「ない」との回答であった（表 10）。

また、データを蓄積したり、分析を行っている児童相談所は合計で 5 カ所（14.3%）に留まり、30 カ所（85.7%）は実施していなかった（表 11）。

（永野咲・有村大士）

IV 考察

1 ガイドラインおよびチェックリストのあり方

前年度の研究では、保護者援助のための国のガイドラインおよび家庭復帰の適否判断のためのチェックリストの活用状況やこれらに対する評価について尋ねたが、その結果、ガイドラインについては 9 割の自治体が「現状でよい」と回答していること、チェックリストについては、「ほとんど活用していない」「まったく活用していない」を合わせて 65% を占め、あまり活用されていないこと、その理由として「独自のチェックリストを活用している」が多くを占めていること、国のチェックリストの有用性については「極めて有用」「まあまあ有用」を合わせて 75% を超えており、概ね肯定的な評価を得ていることが明らかになった。つまり、ガイドライン、チェックリストともに概ね高い評価を得ているが、チェックリストについては独自で開発したものを活用している自治体が少なくないことが明らかになった。したがって、有用なチェックリストを作成するには、各自治体が開発したチェックリストの活用状況や内容、評価等に関する情報を把握する必要があると判断し、今回の調査を行った。

これら自治体が開発したチェックリストの概要については、表 12 を参照されたい。

なお、国のガイドラインとチェックリストの改訂案の作成については、①これらガイドラインとチェックリストは平成 20 年に国から自治体に示されたばかりであり、

当面はこれらの運用実績を積み上げる必要があること、②昨年度の調査において、いずれも比較的高い評価を得ていることなどから、本研究ではこれら国のガイドラインとチェックリストに関して各自治体から出された意見（平成 20 年調査、注 3）、および今回の調査で把握した各自治体におけるチェックリストやアセスメントシートの概要（表 12）を提示するに止めたい。

2 Evidence based Practice の確立

子ども虐待への対応や制度整備等において先行する欧米諸国では、評価尺度の作成やリスクの統計的な客観化が進められ、スクリーニングの精度向上やガイドラインの作成などに活かされてきた。わが国においても、虐待による死亡事例等の重大事案については、データベースの構築が進められており、どのようなケースが死亡事例につながりやすいのかについて、今後さらに客観的な分析が進められることが予想される。

しかし、社会的養護全般において、関連する各種のデータを公的に蓄積していく仕組み作りは進んでいないのが現状である。社会サービスの効果測定についても、個人情報保護の問題もあり、特別な工夫がない限り、データの蓄積や予後の把握は極めて厳しいのが実情である。その結果、施設において自立支援に向けた援助を行っても、その後子どもたちがどの程度自立できているのか、さらに言えば援助が効果的であったのかどうかについて検証もされていないのが現状である。

今回の調査においても、家庭復帰を判断するためのアセスメントシートやチェックリスト等のツールは、自治体独自のもの、あるいは国のガイドラインを含めると 7 割以上の自治体において使用されていたものの、家庭復帰や虐待対応、対応機関（児童相談所か市町村か）、対応の優先順位のいずれを採っても、より優れた判断や評価の基準を作成するためのデータの蓄積、分析を実施している自治体はほんの一部に止まっていることが明らかになった。虐待対応に伴う業務の負担が大きいため、目の前にいる子どもをどう救うかに焦点が当てられ、振り返って評価することにまでは手が回らないのが実情といえる。

ソーシャルワーク実践において、エビデンスに基づいた実践（Evidence based Practice）、あるいは Accountability を担保するためには、当初より分析、説明できるシステム作りが重要であるが、ガイドラインや基準を提案するだけでなく、実践を通じて得られたデータを蓄積し、客観的な効果測定に基づき検討することにより、真に現場において効果的な実践ツールとして標準化していくことが必要不可欠である。とりわけ、福祉専門職配置や職務経験年数における自治体間格差が著しいわが国において、特に福祉専門職配置がなく、頻繁な人事異動のある児童相談所にとって、ノウハウの継続や客

観的な基準作りは喫緊の課題といえる。

また、わが国における子ども虐待に関わるソーシャルワーカーの数は他の先進諸国と比較しても極めて少なく、担当ケース数も突出して多くなっているが(注4、注5)、効果が客観的に測定された上で標準化された実践ツールがない現状では、虐待対応の各段階において果たしてどの程度適切な対応が期待できるのか懸念せざるを得ない。

もっとも、わが国においても、これまでリスクアセスメントや家族再統合等について、標準化が全く進められて来なかったわけではない。しかしながら、客観的なデータが充実されないまま、海外のモデルや現在までの実践経験を基にツールや対応法が模索されてきたことは否めない。特に家族再統合では、主任研究者らが平成17年度に実施した「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」の成果に基づき、厚生労働省が通知として「保護者援助ガイドライン」をまとめるに至った。当該ガイドラインは、先行する複数の自治体における家庭復帰の基準となるツールを検討し、チェックリストとして作成したものであるが、標準化を進めるという点で、一定の意義はあったと考えられる。しかし、データ等を使用しながらの客観的な分析を基に作成された訳ではなく、現状では仮説に基づき展開しているレベルにあることを認識する必要がある。

欧米先進諸国では、増加する子ども虐待やマルトリートメントのケースに対して、効果的なスクリーニングやリスクアセスメントの基準についての議論がなされてきた。さらに、調査介入を行った事例だけでなく、対応がなされなかったケースについても効果を客観的に調査・分析し、軽度と判断されたケースに対しても見守りだけでなく、再通告を防ぐために寄り添うタイプの支援などの重要性が立証され、Differential Response Model等の調査介入型の介入方法(Traditional Track)に加え、協働のために寄り添うタイプの支援(Alternative Track, Assessment Track)の効果的な使い方などが議論されてきた。特に、協働のために寄り添うタイプの支援では、当事者参画の重要性が指摘され、家族維持のためのファミリーグループカンファレンスや家族グループによる意思決定法(Family Group Decision Making, Family Team Decision Making)など、家族の主体性を促進し、ニーズに見合うようカスタマイズされた家族を中心としたエコシステムの構築に向けて体制の整備が進められてきた。しかし、わが国では、先に述べたように、エビデンスに基づいた援助の類型化や効果的な方法論の客観的な証明についてはまだまだ蓄積が少なく、またそのための分析の視点、および分析の担い手も少ない。さらに、子ども虐待や子ども家庭福祉分野への財源投入効果(コスト・パフォーマンス)について分析・検証されることもない。

したがって、今後はEvidence based Practiceの確立に向けた取り組みは無論のこと、法制度整備のあり方で含め、帰納的な分析が可能となるような環境整備が必要不可欠といえる。

(才村 純・有村 大士)

注：

1. 才村純他(2008)「改正児童福祉法の円滑な運用に関する基礎研究(主任研究者：才村純)」『平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』財団法人こども未来財団
2. 「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」平成20年3月14日雇児総発第031400号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
3. 才村純他(2009)「児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究(1) - 保護者援助ガイドラインおよび家庭復帰適否判断のためのチェックリストの有用性に関する実証的研究(主任研究者：才村純)」『日本子ども家庭総合研究所紀要第45集(平成20年度)』日本子ども家庭総合研究所
4. 才村純他(2003)「児童相談所の海外の動向を含めた実施体制のあり方(分担研究者：才村純)」『児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究(主任研究者：高橋重宏)』、平成14年度厚生労働科学研究報告書第5/7
5. 才村純他(2007)「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及び制度のあり方に関する調査研究(主任研究者：才村純)」『平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』財団法人こども未来財団

単純集計表

表1. 家庭復帰を判断するためのチェックシートの使用状況 (問1)

項目	度数	%
独自の基準を使用している	12	27.9
国ガイドラインを使用している	20	46.5
使用なし	11	25.6
合計	43	100
欠損値	4	

表2. 家庭復帰を判断するためのアセスメントシートの使用状況(問1)

項目	度数	%
使用している	15	37.5
使用していない	25	62.5
合計	40	100
欠損値	3	

表3. 家庭復帰の判断基準作成のためのデータ蓄積や調査、研究等の実施状況 (問1)

項目	度数	%
データを蓄積	2	5.3
データを蓄積し、分析を実施	4	10.5
特に実施していない	32	84.2
合計	38	100
欠損値	5	

表4. 虐待対応を判断するためのチェックシート等の使用状況 (問2)

項目	度数	%
育成相談など虐待対応以外を行う部署も含め、所全体で使用	13	30.2
虐待の対応を行う部署で使用	22	51.2
なし	8	18.6
合計	43	100
欠損値	4	

表5. 虐待対応の判断基準作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか (問2)

項目	度数	%
データを蓄積し、分析を実施	6	16.2
特に実施していない	31	83.8
合計	37	100
欠損値	6	

表6. 虐待対応の機関判断のための基準やチェックシートの使用状況 (問3)

項目	度数	%
基準あり(チェックシート等なし)	6	14
チェックシート等あり(基準はなし)	3	7
基準があり、それを反映したチェックシート等あり	1	2.3
なし	33	76.7
合計	43	100
欠損値	4	

表7. 虐待対応の機関判断のための基準作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか (問3)

項目	度数	%
データを蓄積し、分析を実施	2	5.7
特に実施していない	33	94.3
合計	35	100
欠損値	8	

表8. 対応の優先順位等を判断するための基準やチェックシートの使用状況 (問4)

項目	度数	%
基準あり(チェックシート等なし)	4	9.3
チェックシート等あり(基準はなし)	6	14
基準があり、それを反映したチェックシート等あり	7	16.3
なし	26	60.5
合計	43	100
欠損値	4	

表9. 対応の優先順位等を判断するための基準作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか (問4)

項目	度数	%
データを蓄積し、分析を実施	3	8.3
特に実施していない	33	91.7
合計	36	100
欠損値	7	

表10. 予後評価等の仕組みの有無 (問5)

項目	度数	%
ある	1	2.3
ない	42	97.7
合計	43	100
欠損値	4	

表11. 予後評価のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか (問5)

項目	度数	%
データを蓄積	1	2.9
データを蓄積し、分析を実施	4	11.4
特に実施していない	30	85.7
合計	35	100
欠損値	8	

表12 家庭復帰に関するチェックリスト項目の整理

家庭環境	保護者(の)精神状態	子ども	地域・社会関係	親子の関係性	虐待の程度(認識)	交流状況・経過	措置審査委員会	進捗状況
<p>A</p> <p>経済面、住環境面の生活環境が改善されている</p> <p>家庭復帰後の家族関係(内夫妻との関係含む)の問題がない</p>	<p>子どもの特徴を理解し、子どもの立場に立つことができたか</p> <p>児童相談所(関係機関)の情報を求める意識がある</p> <p>子どもへの怒りや衝動のコントロールができる</p> <p>情緒的に安定している</p> <p>子どもの状態に気がつく能力がある</p> <p>養育能力</p>	<p>健康で、発達・発育が順調である</p> <p>対人関係や情緒面が安定している</p> <p>安心こ包まれた保護者との養育関係が十分に身についている</p> <p>子どもの攻撃性</p> <p>不自信</p> <p>対人能力</p> <p>情緒的安定</p> <p>家庭復帰の希望</p>	<p>日常的に子どもを守る人が家族内または近隣にいる</p> <p>地域内に家庭を支援する機関(ヒーローネット)がある</p>	<p>親子がともに家庭復帰を希望している</p>	<p>虐待の認識が十分に理解されている【のみ】</p>	<p>面会・外出等之計画あり、虐待し、長持は結果である</p>	<p>措置審査委員会</p>	<p>4件</p>
<p>B</p> <p>自らの偏見</p> <p>衣食住の安定</p> <p>養育者の緊張・一致</p> <p>生活基盤の安定(経済面)</p> <p>生活基盤の安定(住環境面)</p> <p>生活基盤の安定(家事能力)</p> <p>子どもの心理的関係</p> <p>家族・家族との関係</p>	<p>養育能力</p> <p>内省・共感性</p> <p>行動的コントロール</p> <p>援助関係の維持</p> <p>引き出しの希望</p> <p>子どもの立場に立った子どもの見方</p> <p>衝動のコントロール</p> <p>情緒的安定</p> <p>養育の知識・技術</p> <p>子どもへの行動的衝動性のコントロール</p> <p>情緒的安定</p>	<p>子どもの攻撃性</p> <p>不自信</p> <p>対人能力</p> <p>情緒的安定</p> <p>家庭復帰の希望</p> <p>保護者への思い、愛着</p> <p>健康・発育の状況</p> <p>対人関係・情緒の安定</p>	<p>地域の受け入れ(体制)</p> <p>地域の受け入れ</p> <p>情報共有</p> <p>地域・近隣における孤立・トラウマ</p> <p>関係機関との援助関係構築の意思</p> <p>経済的・物質的・生活基盤</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p>	<p>孤立・ネグレクト</p>	<p>虐待の事実を認識していること</p>	<p>交流状況</p> <p>随時職員の見学</p> <p>入所理由の改善</p>	<p>意見聴取した</p>	<p>5件</p>
<p>C</p> <p>親子関係</p> <p>親子の非言語的関係(夫婦関係)</p>	<p>養育能力</p> <p>養育能力</p> <p>養育能力</p>	<p>健康・発達状況</p> <p>対人関係・情緒の安定</p> <p>リスク回避能力</p>	<p>経済的・物質的・生活基盤</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p>	<p>養育の放棄・放任の程度</p> <p>虐待行為への対応</p> <p>養育希望</p>	<p>養育の放棄・放任の程度</p>	<p>面会・外出等之計画あり、虐待し、長持は結果である</p>	<p>措置審査委員会</p>	<p>4件</p>
<p>D</p> <p>親子関係</p> <p>親子の非言語的関係(夫婦関係)</p> <p>夫婦関係</p>	<p>健康・発達状況</p> <p>対人関係・情緒の安定</p> <p>リスク回避能力</p>	<p>健康・発達状況</p> <p>対人関係・情緒の安定</p> <p>リスク回避能力</p>	<p>経済的・物質的・生活基盤</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p> <p>児童相談所との関係</p>	<p>養育の放棄・放任の程度</p> <p>虐待行為への対応</p> <p>養育希望</p>	<p>養育の放棄・放任の程度</p>	<p>面会・外出等之計画あり、虐待し、長持は結果である</p>	<p>措置審査委員会</p>	<p>4件</p>

E	生活基盤の安定(経済・住居)	保護者のリスク回避能力	子どものリスク回避能力	見相(支援)に対する態度	親子関係の安定・安心	虐待(親子関係)に関する認知親子関係の改善	具体的な状態を示す件
	E-2. 福祉の存在(現在の生活状況から判断する) 未婚関係の強弱・安定 家族とのサポート関係	保護者のリスク回避能力 精神の安定(衝動的な行動を抑える) 子どもの立場に立った見方 養育のスキル	身体的発達状況 心理的・情緒的安定度 親に対する安心感	近隣・地域関係			
F	親族のリスク回避能力	支障の受け入れ度 心身の健康度 精神の安定度 養育能力 経済状態 生活環境	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	虐待の認知度	下位の項目を設け、これだけで4-5件
	親族との関係	子どもへの期待 子どもの役割 子どもの自立 子どもの安全	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	地域への受け入れ・体制 地域での役割		虐待の認知度	
G	生活基盤の安定	子どものリスク回避能力 行動のコントロール 情緒的安定 養育の知識・技術 子どもへの攻撃的衝動のコントロール 保護者自身の精神的健康 安定度 子どもの気持や能力・発達に対する認知 保護者の養育能力 子どもへの思い	子どものリスク回避能力 子どもの健康・発達状況 対人関係や情緒の安定 保護者・家庭への思い	地域への受け入れ・体制 地域での役割	親子関係 家庭内の人間関係	虐待の事実が認められていること 兼発症の判断	具体的な状態を示す件
	子どもの心理的居場所	子どものリスク回避能力 行動のコントロール 情緒的安定 養育の知識・技術 子どもへの攻撃的衝動のコントロール 保護者自身の精神的健康 安定度 子どもの気持や能力・発達に対する認知 保護者の養育能力 子どもへの思い	子どものリスク回避能力 子どもの健康・発達状況 対人関係や情緒の安定 保護者・家庭への思い	地域への受け入れ・体制 地域での役割			
H	経済的状況・住環境	保護者の精神的な安定 感情・愛動のコントロールができること	保護者への恐怖心・拒否感 子どもの健康・発達状況 対人関係や情緒の安定 保護者・家庭への思い	地域との関わり・モニター 援助機関(主に児童相談所)との連携関係	親子関係 家庭内の人間関係	虐待行為の認知	具体的な項目に列挙4件
	生活基盤の安定(収入・住居)	保護者の精神的な安定 感情・愛動のコントロールができること	保護者への恐怖心・拒否感 子どもの健康・発達状況 対人関係や情緒の安定 保護者・家庭への思い	地域との関わり・モニター 援助機関(主に児童相談所)との連携関係	親子関係 家庭内の人間関係	虐待行為の認知	
I	子どもの居場所	保護者の自立能力 養育のスキル 親のコントロール 養育態度 精神の安定	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親子関係 家庭内の人間関係	虐待状況の深さは 児童虐待の事実を認めていること 児童虐待の前兆	具体的な状況の例示、6件
	生活基盤	保護者の自立能力 養育のスキル 親のコントロール 養育態度 精神の安定	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親子関係 家庭内の人間関係	虐待状況の深さは 児童虐待の事実を認めていること 児童虐待の前兆	
J	子どもの居場所	保護者の自立能力 養育のスキル 親のコントロール 養育態度 精神の安定	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親子関係 家庭内の人間関係	虐待状況の深さは 児童虐待の事実を認めていること 児童虐待の前兆	具体的な状況の例示、6件
	生活基盤	保護者の自立能力 養育のスキル 親のコントロール 養育態度 精神の安定	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親と関係(行動)の認識 発達状況 情緒的安定 生活能力 心理面の評価・援助 生活環境	親子関係 家庭内の人間関係	虐待状況の深さは 児童虐待の事実を認めていること 児童虐待の前兆	

平成21年度 日本子ども家庭総合研究所 チーム研究
児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 I
保護者援助ガイドラインの信頼性、妥当性に関する実証的研究(2)
アンケート調査 調査票

児童相談所名 中央児童相談所

ご担当者 ご連絡先電話番号

問1. 貴自治体において施設入所児の家庭復帰の判断について、独自のチェックシート(項目)、アセスメントシートを使用していますか。

- 1-1. チェックシート 1. 独自の基準を使用している 2. 国ガイドラインを使用している
3. 使用なし

※ 国ガイドラインとは、平成20年3月14日に示された「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について(雇児総発第0314001)」別添の「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を指します。

1-2. 1-1で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

- 1-3. アセスメントシート 1. 使用している 2. 使用していない

1-4. 1-3で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

1-5. 基準作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか

1. データを蓄積 2. データを蓄積し、分析を実施 2. 特に実施していない

1-6. 1-5で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

問2. 貴自治体において、児童相談所で虐待対応を判断するためのチェックシートの有無と使用状況について教えてください。

2-1. 児童相談所で虐待対応を判断するためのチェックシート等を使用していますか。

1. 育成相談など虐待の対応以外を行う部署も含め、所全体で使用
2. 虐待の対応を行う部署で使用 3. なし

2-2. 2-1で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

2-3. 基準作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか

1. データを蓄積 2. データを蓄積し、分析を実施 2. 特に実施していない

2-4. 2-3で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

問3. 貴自治体において、事例を受け付けた段階で、今後の主な担当を児童相談所に対応するのか、区市町村で対応するのかなどを判断するための基準やチェックシートの有無と使用状況について教えてください。

3-1. 基準やチェックシートが使用されていますか

1. 基準あり(チェックシート等なし) 2. チェックシート等あり(基準はなし)
3. 基準があり、それを反映したチェックシート等あり 3. なし

3-2. 3-1で「1」、「2」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

3-3. 基準作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか

1. データを蓄積 2. データを蓄積し、分析を実施 2. 特に実施していない

3-4. 3-3で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

問4. 貴自治体において、対応の優先順位や48時間対応が必要なケースを判断するための基準やチェックシートの有無と使用状況について教えてください。

4-1. 基準やチェックシートが使用されていますか

1. 基準あり(チェックシート等なし) 2. チェックシート等あり(基準はなし)
3. 基準があり、それを反映したチェックシート等あり 3. なし

4-2. 4-1で「1」、「2」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

4-3. 基準、チェックシート作成のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行いましたか

1. データを蓄積 2. データを蓄積し、分析を実施 2. 特に実施していない

4-4. 4-3で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

問5. 貴自治体において、事例が終結した後の経過を把握、あるいは評価するための仕組みの有無と予後評価のためのデータ等の蓄積について教えてください。

5-1. 予後を把握するための仕組みがありますか

1. ある 2. ない

5-2. 5-1で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください。

5-3. 予後評価のためのデータの蓄積や評価のための調査、研究等を行っていますか

1. データを蓄積 2. データを蓄積し、分析を実施 2. 特に実施していない

5-4. 5-3で「1」を選択された中央児童相談所にお伺いします。その概要を教えてください

問6. その他、児童相談所業務の評価について、お考えがあればご記入下さい。

〈以上で設問は終了です。ご協力ありがとうございました。〉

なお、上記問1～問6にてご記入いただいた項目につきまして、可能でしたら独自のガイドラインや評価基準、評価シート、および作成のための調査研究等を返信用封筒に同封していただけますと幸いです。同封に際しまして、返信用封筒に貼ってある切手の料金を上回る場合でも、そのまま投函して下さい。差額については、受け取り後当方にて負担いたします。